

第十一條第一項中「承認」の下に、(同項ただし書の規定により警察官に届け出た場合を含む。)」を加え、同項ただし書の規定による。を、同法第六十三條の第二項(郵便物の保税運送)の規定により税関長に、に改め、同条第五項中、同法第六十三條第四項(同法第六十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から、を、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から、に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が同法第六十三條第四項(同法第六十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合 当該承認を受けた者

二 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が同法第六十五條の第二項(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該届出をした者

第九條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四條第一項第六号及び第七号を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第十條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「第八條第一項第二号若しくは第六号」を「第八條第一項第三号若しくは第七号」に改める。

(通関業法の一部改正)

第十一條 通関業法の一部を次のように改正する。

第二條第一号イの(1)中「若しくは指定」を削り、若しくは承認を得、又は指定を受ける」を、又は承認を得る」に改め、同号イの(1)の(2)中「又は指定」を削り、同号イの(1)の(4)中「保税工場若しくは」を、(関税法第五十條第二項の規定により同法第四十二條第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。)(保税工場(同法第六十一條の五第二項の規定により同法第五十六條第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。)(若しくは」に、関税法を「同法」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第六條第四号イ中「又は第六十三條の三」を削る。

(消費税法の一部改正)

第十二條 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十号中「規定する外国貨物」の下に、(同法第七十三條の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により輸出を許可された貨物とみなされるものを含む。)」を加える。

第七條第一項第二号中「第八條第一項第二号」を「第八條第一項第三号」に改める。

(并理士法の一部改正)

第十三條 并理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第三号中「若しくは第三項(同法第八條の四第二項に係る部分に限る。)」を「第三項(同法第八條の四第二項に係る部分に限る。)(若しくは第五項(同法第六十九條の二第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。))」に、若しくは第三項(同法第六十九條第二項に係る部分に限る。)」を「第三項(同法第六十九條第二項に係る部分に限る。)(若しくは第五項(同法第六十九條の二第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。))」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十四條 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六條中「手数料」の下に、(第四十三條第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした同法第五十條第一項又は第六十一條の五第一項の規定による届出により同法第五十條第二項又は第六十一條の五第二項の規定により同法第四十二條第一項又は第五十六條第一項の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るもの手数料を含む。)」を加える。

第四十七條中「における関税法」を、(第四十三條第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一條の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六條第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。))における同法」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四十六條のうち、関税法第六十九條の六第三項の改正規定中「第三百條第一項」を「第二百七十八條第一項」に改め、同法第六十九條の十二第三項の改正規定中「第六十九條の十二第三項」を「第六十九條の十五第三項」に、第三百條第一項」を「第二百七十八條第一項」に改める。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第七條のうち関税法第六十九條の八第一項第五号の次に一号を加える改正規定及び附則第一條第四号中「第六十九條の八第一項第五号」を「第六十九條の十一第一項第五号」に改める。

(検討)

第十七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二條及び第三條の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 尾身 幸次
経済産業大臣 甘利 明

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十一号

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法

第一條中「特殊土じょう」を「特殊土壌」に改める。

第二條の見出し中「特殊土じょう」を「特殊土壌」に改め、同条第一項中「特殊土じょう」を「特殊土壌」に、花こう岩風化土」を「花こう岩風化土」に、侵し、よく」を「侵食」に、土じょう」を「土壌」に改める。